

県外移動およびコロナ陽性時等のガイドライン

本校の生徒または教職員が、県外への移動を行った場合および新型コロナウイルスの陽性が判明した場合等につきましては、以下の対応をとらせて頂きますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

1. 宮城県外へ移動した場合について

- 本人が「緊急事態宣言」/「まん延防止等重点措置」の対象地域を訪問した場合
 - 自宅に戻ってから10日間待機。または、自費検査を受けて陰性証明書を提出。
※ 待機期間は公欠の取り扱いとなります。

2. 学校の休業等について

生徒・教職員の状況	対応内容
(1)陽性が判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的に全部又は一部を臨時休業(学校閉鎖)とする。 ・ 保健所や医師に相談上、校内の感染リスクを検討してリスクの低い学年や学級の休業を解除する。 ・ 休業期間については、施設の消毒完了を前提として、保健所や医師と相談の上で決定する。
(2)濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、臨時休業は行わない。
(3)感染のおそれがある場合	

3. 以下の場合には公欠・出勤停止の対象となります。学校にご連絡の上、自宅待機をお願いいたします。

- (1) 本人の陽性が判明した場合
 - 保健所・医師の許可が出るまで。
- (2) 本人が濃厚接触者に特定された場合
 - 検査後、保健所・医師の許可が出るまで。
- (3) 本人が検査を受ける場合
 - 検査後、保健所・医師の許可が出るまで。
- (4) 本人に発熱等の風邪症状がある場合
 - 症状が改善するまで。

(5) 同居家族等の陽性が判明した場合

- 本人の検査後、保健所・医師の許可が出るまで。

(6) 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合

- 同居家族等の検査結果が出るまで。その後は保健所・医師の指示に従う。

(7) 同居家族等が検査対象になった場合

- 同居家族等の検査結果が出るまで。その後は保健所・医師の指示に従う。

4. 下記の場合、公欠として取り扱うことが可能です。

- 同居家族等に発熱等の風邪症状がある場合
 - 同居家族等の症状が改善するまで。
- 感染に対する不安を理由として、登校を控えたい場合

5. その他

(1) 保護者をはじめとした学校関係者への連絡

対象となる生徒・教職員が特定されないようプライバシー情報に最大限の配慮をした上で、休業または学年・学級閉鎖に至った事実や以後の感染拡大防止策について、速やかに連絡する。

(2) 陽性者が発生した場合の事実の公表

感染症の拡大防止の為に行動履歴等の公表が必要と考えられる場合、陽性者とその家族に相談の上でプライバシーに配慮しつつ、学校関係者と社会の要請に応えられるよう、可能な限りの情報を公表する。